

# 令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務 企画提案実施要領

## 1 趣旨

この要領は、令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務に関する企画提案募集について、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

### (1) 業務の名称

令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務

### (2) 業務内容

業務仕様書(案)のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月7日(金)までとする。

### (4) 委託業務の上限額

2,578,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内の額

## 3 参加資格及び方法

本企画提案は、県庁ホームページに掲載して応募を受け付けることとする。

### (1) 企画提案に参加できる者

本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有するほか、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

ア 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、公益法人、農林水産業関係団体の事業者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、国及び地方自治体の指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。

オ 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などの推薦、支持、又は反対する目的の団体ではないこと。

カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

キ 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税(複数県に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む。)を滞納している者ではないこと。

## (2) 参加方法

企画提案に参加する者は「令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務企画提案参加申込書」（別紙様式1）を令和6年5月10日（金）17時までに提出すること。

なお、郵送又はファクシミリの場合は到着確認を行うこと。

## 4 企画提案で提出を求める書類

下記について、令和6年5月17日（金）17時までに7部提出すること。

なお、サイズはA4版とし、縦使い・横使いは問わない。

### (1) 企画提案書

全体のコンセプト、実施体制に加え、小学生向け校外学習会（バスツアー）の具体的な実施方法及びスケジュール案を1例記載すること。

また、過去に類似の取組実績を有する場合は、その概要を記載すること。

### (2) 経費見積書

提案内容の実現のために必要な経費を消費税及び地方消費税を含めた額で見積もること。

### (3) 応募者の概要が分かる資料

会社案内やパンフレットなど、事業者の概要、組織図、役員名簿等が分かる資料。

### (4) 定款又はこれに代わるもの（写し可）

規約、事業者の目的、組織及び運営の方法等を定めた資料。

### (5) 決算書等（写し可）

応募者の直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容が分かる資料。

## 5 審査会について

### (1) 実施方法

- ・審査方法は、提出された資料による書類審査とする。
- ・提出された資料について、青森県農林水産部農林水産政策課長が別に定める審査基準（別添「令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務企画提案審査要領」）により、農林水産部内関係課職員が審査を行う。
- ・最も優れた提案と認められた事業者を契約候補者に選定し、提案内容、契約内容の詳細等を協議の上、受託者として決定し、別途委託契約を締結する。

### (2) 評価項目

- ・実施体制
- ・実績・経験
- ・実施方針
- ・業務内容に対する提案
- ・経費見積

### (3) 審査結果の通知

- ・企画提案の審査結果は、採用・不採用にかかわらず参加者に速やかに通知する。
- ・審査内容に関する問合せや審査結果についての異議申立は受け付けない。

## 6 質問の受付事項

本業務内容・仕様等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 受付期限 令和6年4月24日(水)17時必着
- (3) 受付場所 青森県農林水産部農林水産政策課
- (4) 提出方法 持参、郵送、メール又はファクシミリにより提出すること。
- (5) 回答方法 令和6年4月26日(金) 県庁ホームページに掲載する。

## 7 スケジュール(予定)

4月24日(水)	質問受付期日
4月26日(金)	質問及び回答公表
5月10日(金)	参加申込書提出期日
5月17日(金)	企画提案書提出期日
5月20日(月)	
～22日(水)	書類審査
5月24日(金)	審査結果通知
5月27日以降	契約候補者との打合せ(契約内容、仕様書の内容を精査)
5月下旬～6月上旬	委託業務契約
3月7日(金)	業務終了

## 8 その他

- (1) 提出期日までに企画提案書等が届かなかった場合、いかなる理由をもっても企画提案に参加できない。
- (2) 提案数は、1者1点とする。
- (3) 企画提案への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、提出された資料は返却しない。
- (4) 企画提案書等の差替え、再提出及び記載内容の変更は、原則として認めない。

## 9 問合せ先・参加表明書等提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部農林水産政策課 企画調整グループ 担当 技師 鷹山 裕人

電話 017-734-9457、FAX 017-734-8133

E-mail : nosui@pref.aomori.lg.jp